

第3回 栗東市障がい福祉計画等策定委員会 要点録

(2023 年 11 月 1 日作成)

1	会議の名称	第3回 栗東市障がい福祉計画等策定委員会		
2	会議の開催日時	2023 年 11 月 1 日(水) 13 時 30 分～15 時 00 分		
3	会議の開催場所	栗東市役所 2階 第1会議室	公開の可否	可
4	事務局(担当課)	障がい福祉課	傍聴者数	1名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
6	協議事項	(1) 計画素案について (2) 今後のスケジュールについて		
7	審議等の内容	別紙のとおり		

第3回 栗東市障がい福祉計画等策定委員会 要点録

(2023年11月1日(水) 開催)

開会

事務局

おそろいになりましたので、第3回栗東市障がい福祉計画等策定委員会を開催します。では、市民憲章を唱和します。

(市民憲章唱和)

事務局

開催にあたりまして、小西委員長よりご挨拶をいただきます。

(委員長挨拶)

委員長

こんにちは。

本日はお忙しい中、第3回栗東市障がい福祉計画等策定委員会に出席いただきまして、ありがとうございます。今日もさまざまな案が出されておりますので、前回同様にご検討をよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、本日の欠席者として山中委員、山本委員、牧委員、三上委員、河村委員、大屋委員の6名の方より、事前に欠席の連絡を頂いております。

議事に移る前に資料の確認をします。次第、第7期栗東市障がい福祉計画・第3期栗東市障がい児福祉計画(素案)です。

それでは、これより委員長の進行で議事を進めていただきたいと思います。

委員長

議事に従い進めていきます。議題に入る前に、会議の公開について事務局のより説明をお願いします。

事務局

公開につきましては、栗東市附属機関等の会議の公開に関する規則に基づき、基本的に公開となっております。本会議においても公開としております。また、この会議につきましては、先着5名以内でどなたでも傍聴していただけます。本日は、傍聴希望の方が1名いらっしゃいます。

委員長

傍聴希望者1名の傍聴については、栗東市附属機関等の会議の公開に関する規則に基づいて、委員の承認で認めますが、委員の皆様いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

傍聴者の傍聴を認めます。

(1) 計画素案について

委員長

協議事項の(1)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料に沿って説明)

委員長

事務局より計画素案の説明がありました。第3部「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の第1章「令和8年度の数値目標」について、ご意見、ご質問をお願いします。

委員

47 ページ下段の「地域生活支援の充実活動指標」のコーディネーターの配置人数の見込量に令和8年度までに設置とありますが、アドバイスをしていただける人に頼りたい気持ちは強いと思いますので、スピードアップしてほしいと思います。既に何年も前からスタートしているのにコーディネーターが育っていないと思いますが、コーディネーターは免許が必要ですか。

もう1点、48 ページのA型事業、B型事業の目標人数が少ない気がします。

事務局

地域生活支援のコーディネーターについて、地域生活支援拠点の整備を草津・栗東・守山・野洲の4市の広域で進めており、令和6年度に設置を始められるように調整しています。地域生活支援拠点がスタートしたのちに、広域でコーディネーターの設置を進めていきたいと考えています。これは、第7期計画で整えることを目標に進めていますので、次の計画で確定しているものでもありませんし、今の段階でめども立っていないため、計画期間中に設置したいという目標を掲げました。

事務局

コーディネーターは相談業務の経験が豊富な方が望ましいと考えていますので、社会福祉士、相談支援専門員の資格を持っている方が望ましいと思います。

委員

もっと早く計画に数字が出てもいいのではないかと思います。

委員

令和3年～令和5年度が0人となっているため、本当に令和8年度までに設置できるのか不安があるということです。今後、圏域で議論をされての配置が実現すると理解しました。

事務局

今後、圏域でどのような方にどういう形でコーディネーターをしていただくのかという協議が必要になります。

す。令和6年度すぐには難しいと思いますが、今頂いたご意見を参考に、できるだけ早くコーディネーターが配置されるように、圏域の4市で検討していきたいと思っています。

委員

コーディネーターが扱う事案は既にあるのですか。

事務局

例えば、緊急で短期入所の必要がある場合、コーディネーターが短期入所の事業所と本人の間に入り、スムーズに利用できるように調整をしていただけたらと思います。今は、件数はありません。

委員

A型事業、B型事業の数についてはいかがですか。

事務局

就労移行支援事業やA型・B型から一般就労への移行者数が少ないのではないかとご質問にですが、「国の基本指針」で令和3年度の一般就労への移行実績は、就労移行支援事業が1.31倍、A型1.29倍、B型1.28倍と決まっています。就労移行支援事業所から一般就労に行かれた方が令和4年度に5人だったため、5人の1.31倍で7人という目標を定めさせております。同様に、令和4年度のA型は1人、B型は5人だったため、それぞれ国の指針に基づいて設定したところ、合わせて16人となりました。運営上の実績に合わせて算定しますので、年度によっては変わってくる可能性はあります。

委員

目標数値を超えることもあり得るのですか。

委員長

国の基本指針に「以上」と書かれているので、目標数値以上になるようにということですね。

委員

一般就労の数字や計画をどのように実現していくかは、事業所に落とし込む必要があると思いますが、実際の手だては難しいと思います。例えば、就労移行支援A型事業所が年間1人～2人を就労させるという計画ですが、実現は難しいと思います。どのような形で事業所が取り組むかは考えられているのでしょうか。

事務局

特にペナルティはありませんが、達成していただいた場合、何かいいことがあるといいと思いますので、基準についても方策を考えていければと思います。

委員長

うまくいったケースを共有して集積していくと、具体的なプランや進め方が見えてくると思います。そのためには行政と事業所の情報共有の場が必要です。プランというと難しく思いますので、皆さんの足跡を重ねていく形で進めていけたらと思います。

委員

無理やり地域に移行するのは考え方が違うと思います。目標の施設入所者数の 33 人は、入所を拒んでいるためか、希望者の数なのか、空きの数なのかを教えてください。

事務局

地域移行は難しく、実績として地域生活に移行した人数が 0 人ということが、そのことを表していると思います。施設については、知的はいっぱいの状況で、空いたタイミングでどのような方が入られるかは、その施設の判断となります。身体施設も満床で、申し込みをされて待機されている方も数人いる状況です。順番などの詳しい状況は市で把握していませんが、入所したい方はいるため、対象があれば入所できる計画でありたいと思います。

委員

48 ページの A 型事業は、行政側の交流として、市役所の担当の方と利用者、企業との話し合いなどはあるのでしょうか。

委員

集団面接などの動きはしていただいていると思いますが、実際に就職することは難しいです。

委員

企業へ巡回のような形で訪問されて、生活支援センターと連携しながら、企業開拓をされているところもあります。

委員長

幾つかの作業所で連携して、企業の仕事を請け負ったりもされているのですか。

委員

施設のカラールがあり、特に福祉系の施設の連携は難しいと思います。

委員

第 1 章に令和 8 年度の数値目標が出てきますが、基本的に国の基本指針は、この数値よりも高いのですか。

事務局

第 1 章の数値目標は、具体的に数字が定められている項目と、市だけでは難しいため、広域で具体的な数字を定めたものが載っている項目もありますが、基本的に、栗東市で計画に載せるところは、今、形になっている部分です。

委員

国の基本指針に、市が関わる項目を数値目標にしたということであれば、第 1 章の数値目標に、このような形で定めたという理由をどこかに書いたほうが分かりやすいと思います。

このほかにも市が取り組まなければいけないことがあると思いますので、この項目に限った理由を聞きたいと思いました。

委員長

国の基本理念との関係で数値を出さなければいけないので、国と栗東市の目標値の関係を分かるようにしていただきたいということだと思います。

次に、第2章「障がい福祉サービスの見込量」について、ご意見、ご質問をお願いします。

委員

60 ページの「就労選択支援」で、令和7年10月をめどに、新たなサービスが就労系のサービス事業所としてできる予定です。今、全国でモデル事業が行われており、令和6年度に形になると思いますが、まだ実態が見えていない中で、目標として挙げている数値が達成できる数値であるという根拠はどうお考えですか。

事務局

特別学校卒業生の数と、令和4年度、5年度の就労アセスメントの見込値から、利用数の算出をしています。具体的には、令和4年度の就労アセスメント件数の13件、令和5年度の15件に、卒業生以外の一般の方の就労移行支援の数や継続支援A、Bの数を加えて、1年あたり20件を設定したところです。令和7年度は期間途中からということで、半数を設定しています。

委員

栗東市には就労選択支援のモデルケースはないのですか。

委員

滋賀県では草津、湖東圏域、湖北圏域の3カ所で行っています。

委員

一つの事業所として立ち上げるのですか。

委員

今後も今のアセスメントの手法がベースになっていくということですが、国がどうしていくかは、まだ見えていません。

委員

アセスはなくなっていくのですか。

委員

そうではないかと思いますが、想像でしかありません。

委員長

モデル事業がどのようなになるかは分かっているのですか。

委員

まだ分かりませんが、来年度から、何かしらの形は出てくると思います。

委員

52 ページの訪問系サービスは、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護と細かく書かれていますが、19 ページはまとめて書かれています。何か理由があるのでしょうか。

事務局

これまでは、19 ページのようにすべてのサービスをまとめていましたが、第7期の策定にあたって、国からそれぞれを分けるように示されましたので、第7期以降は、新たにこの体裁で記載しています。

委員

令和3年、4年、5年の実績をそれぞれの事業に分けることは難しいのですか。

事務局

52 ページ以降に内訳があるので分けて出すことは可能ですが、第6期の計画値として出した数値に対する実績を19 ページに示しており、あくまでもまとめて出した目標に対しての実績となるため、この表記にさせていただきました。

委員

人口、対象者数の推移によってサービスの見込み量も変わりますが、基本的にサービス量は増えている中で、実績が増えていない項目があります。例えば55 ページで、令和5年度が3,405 で、令和6年以降が3,360 と減少しています。同様に58 ページ、61 ページも減少しています。この3項目で、実績値より推計値が減少している理由を教えてください。

事務局

55 ページにつきましては、1人が一月に使う見込量が、令和6年度以降下がっていく推計が出ています。これは、過去の利用状況から来ているものと思われます。利用者数は増えていますので、令和6年度、7年度は少し少なくなる状況です。1人一月あたりの時間数が、令和5年度は16 時間、令和6年度は14 時間と少しずつ減るような推計が出ていましたので、それに基づいた数値となっています。

59 ページについても同様に、1人一月あたりの利用日数が減少している状況が反映されて、量の見込みとしては少し減っています。これは過去の利用状況から見て、令和5年から1人一月あたりの利用日数が落ちたところを反映して、下がってくる見込みとなっています。

委員

利用の関係は、コロナの影響はあるのでしょうか。コロナで利用が落ちましたが、コロナが5類になったことで、逆に増えるのではないのでしょうか。

委員

量の見込みは、令和4年～5年の実績から求めた数値で推移することになっています。例えば「行動援護」の場合、外出する時間が少なくなったことも考えられるため、この3つの項目は、本当に裏付けができるのかを検証してほしかったです。

委員長

サービス内容とコロナの状況という視点で、もう一度整理していただければと思います。

事務局

この3項目のサービスについてはもう一度確認させていただき、修正すべき部分は修正させていただきたいと思います。

委員

他の項目についても、コロナの影響を検討していただきたいと思います。

委員長

次に、第3章「地域生活支援事業の見込量」について、ご意見、ご質問をお願いします。

委員

76 ページの(4)「成年後見制度利用支援事業」に、見込量が6件、8件、10件とあり、22 ページの「成年後見制度利用支援事業の計画と実績」の数字と桁が違うのは、何か根拠があるのでしょうか。

また、22 ページの③に成年後見制度法人後見支援事業の計画と実績が挙がっていますが、76 ページにはありません。理由を教えてくださいと思います。

事務局

成年後見制度利用支援事業については、22 ページの上段に相談の利用件数、下段に実績を挙げています。76 ページの第7期の成年後見制度利用支援事業については、「申し立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する事業」という記載になっています。助成件数は22 ページの表の下段に記載しており、令和3度が5件、4年度が8件、令和5年の途中までで2件となっています。76 ページで、令和6年度が6件、7年度が8件、8年度が10件と増える見込みです。

③成年後見制度法人後見支援事業につきましては、22 ページの計画値は、何かできるのではないかと1件としましたが、できていません。内容としては、本市は、成年後見の中核機関ということで、NPO 法人に相談支援や申し立ての支援等を行っていただいております。広域で実施をしています。広域の中で、法人後見を中核機関にお願いする体制がありません。実際、成年後見制度法人後見支援事業はこれまでの実績もなく、この先の3年間で実施する見込みもないため、実施計画での記載は省略しています。

委員

成年後見制度利用支援事業については、利用実績はあったが予算措置の必要がなかったのでカウントしなかったが、予算の発生する部分についてはカウントしたという理解でよろしいでしょうか。

事務局

今回は、申し立ての経費助成と後見人報酬助成の件数を載せることになりましたので、その部分だけを絞り込んで挙げています。申し立てや報酬の助成までには至らない相談や手続きの件数は挙げなくなったことから、記載がなくなりました。

委員長

次に、第4章「障がい児福祉サービスの見込量」について、ご意見、ご質問をお願いします。

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する」とありますが、関連分野は教育ということでしょうか。支援の調整のイメージを教えてくださいたいと思います。

事務局

教育の分野までの把握はしていませんが、医療的ケア児は、支援できるサービスも、利用できるサービスも限られています。また、医療的ケア児の相談支援にあたる方も限定されてきますので、必要ですが対象となる方が少なく、関わりを持つ方も少ない中で、市町において医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は難しく、広域での配置で対応したいと考えています。今の段階では具体的に示すことはできませんが、広域4市で相談しながら進めていきたいと考えています。

委員長

動きとしては、どこと連携されるのでしょうか。

事務局

市で関わりのある医療的ケア児は、健康増進課、こども家庭センター、幼児課、障がい福祉課などのさまざまな課が順番に関わってきています。他圏域にはコーディネーターを設置されている所もありますので、動きについてはこれから確認したいと思います。

今年度、湖南圏域で医療的ケア児の課題やニーズのアンケート調査をされており、栗東市の方も回答いただいています。結果を踏まえて、コーディネーター等の動きも含めて、圏域で協議をしていくことになると思います。連携については、医療と福祉がメインになってくると思いますが、コーディネーターも医療的ケアの支援に詳しい方になっていただくことになると思いますので、ほかの機関との連携もしなければいけないと考えてます。

委員

(5)「障がい児相談支援」のところで、障がい児相談支援の作成率と加算について、教えていただければと思います。

事務局

子どもの計画相談事業所が少ないこともあり、作成率は令和5年9月が52.9%で、大人と比べてセルフプランの方が多い現状です。子どもの計画相談の立ち上げを検討している事業所もあるので、立ち上がったらいいいと思いますし、大人の方と同じように子どもについても計画相談の制度ができたらいいと思います。

委員長

平成19年から特別支援教育が始まったことで、支援者を支援するということが教育の中で言われるようにな

りました。学校では研修会などをしますが、福祉の部分でどうでしょうか。支援者を支援する仕組みはありますか。

事務局

福祉の仕組みとして、2カ月に1回の相談支援部会で事例の検討をする中で、相談員のスキルアップもされています。

委員

計画全体を通して、グループホームの虐待に関して、あまり触れられていないことが気になります。

事務局

67 ページにグループホームについて記載していますが、第6期では計画値を上回る勢いで実績が上がっていますし、利用者数も増えています。第7期の計画期間については、増加する方向で見込みを立てています。

虐待の関係は障がい者基本計画の中で触れています。全体計画の68 ページに取り組みの記載があります。

委員

最近、グループホームの利用料が急に上がっています。食材や光熱費も上がっているのも、やむを得ない部分もあると思いますが、障がい年金と働いたお金で払うのは難しいところもありますので、もっと安価で入ることができる仕組みがあればと思います。

委員長

次に、第5章「その他活動指標」について、ご意見、ご質問をお願いします。

「ペアレントトレーニング」の記載がありますが、関わり方がうまくいかないと虐待とまではいかなくても悩むことになってしまいますので、これは大事なことだと思います。行動障害といわれる子どもたちが就学前から診断を受けて、支援にうまくつながるといいと感じています。作業所や事業所の方は行動障害などとうまく付き合うためのトレーニングを行われていますので、同様にペアレントトレーニングも行っていただくことが、環境として大事だと思います。

第1部「総論」について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

栗東市は、手話ができる方の表示マークはありますか。普段の生活の中で、誰が手話ができるのかが分からないので、手話ができる人が表示マークを付けていると分かりやすいのではないかと思います。

事務局

手話ができることを知らせて、手話で話をされる方がその方に何か尋ねることができるようにするということです。

委員

それもあります。マークを表示して、人を識別するという考えに入っていくのは怖いと悩んでいますが、役に立ちたいという方が、障がいの方と接する機会をどうしたらつくれるかということです。

事務局

目で見て分かりにくい障がいをお持ちの方を、ご本人の意志でアピールするためのマークということですか。

委員

それに近いものです。手話を第1言語としている方もそうですし、一般の方で、手話を習って修得されている方も含めてです。

事務局

コミュニケーションが取りたいけれども、手話のできない方とは話はできないし、逆に聞こえない方で手話が使えなくても誰に言ったらいいのかということがある場合に、マークがあれば分かるということですか。

委員

生活の中で取り組みやすくなればいいと思いました。

事務局

市としてマーク等の作成はしていませんが、例えばあるスーパーでは、手話ができる店員の方がマークを付けていて、お客さんがそれを見て聞かれるということを伺いました。

委員

そういうことです。当事者は、手話ができる人が表示されていれば安心できると思いました。

事務局

手帳を持っていない人も手話ができるマークを付けて役に立とうと考えている方が、手話をコミュニケーションとしている人を見つけれればいいという理解でよろしいでしょうか。

委員

それは、大変難しいと思います。手話をしてもらおうとすると、お金が発生するそうです。本格的な通訳のことを言われていると思いますが、変に手話をして変に伝えられても困るので、むやみに簡単にしないでくださいと言われました。手話通訳は登録制になっているので、登録していない方はそういうことをしてほしくないそうです。

手話が必要な人は、自分から手話が必要だとお店の人にアピールして、筆談をするほうがいいと思います。むやみにこちらから「手話ができます」と言うのは、どうかと思います。

委員

ボランティア的な考え方が通用しないということですか。

委員

そう思います。

事務局

情報を保証するという意味で、手話通訳をするとなるといいかげんな内容を伝えることはできないという意味で、登録された通訳者に手話をしていただくことは必要だと思いますが、今、言われたのは、誰かの話を通訳するというよりは、手話ができる人同士で直接話ができればいいということだと思います。

委員長

手話を介したサロンがあればいいと思います。

委員

居場所があればそういう所で、世間的な交流ができればいいと思います。

事務局

栗東市は手話サークルが2つあり、計画にあるように手話奉仕員の養成講座もありますので、講座を終了されて、その後も手話を続けたいという方が入られています。その中でお互いに学習し合っている所もありますし、手話を言語とされている方と交流している所もあります。

委員長

会合で話をするときに手話通訳が付くことになり、手話通訳の方が、事前に準備をされて、話の内容を正確に伝えるために一生懸命されておられるところを目の当たりにした経験がありますが、堂床委員が言われたのは世間話のことで、ニーズによって状況が変わってくると思います。私たちが気軽に話をしているように、聴覚障がいの方も話せる機会があるといいと思ってくださることは大事なことです。そういうことが日常的に実現しないと多様性の尊重とならないので、この計画を立てながら、実現しようと触れてくださったと思います。

委員

人をバッジなどで障がい者だと識別することは、人権侵害になる可能性があるのではないかと考えることがあります。今の流れとしては、ヘルプマークなどを付けたり、白杖も持っておられます。

事務局

当事者の方もいろいろな考え方をされると思います。災害時に「私は耳が聞こえない」と分かるように、書いたものを配られている自治体もありますが、それを付けて知らせたいと思われる方もいると思いますし、付けるのは嫌という方もいると思います。

委員長

災害の際は、聞こえないと分かるようなビブスがあってもいいと思います。良かれと思うことがうまく回ればいいと思います。

11月10日ごろまでに計画案を完成されるということです。事務局と私で、本日いただいたご意見を基に、修正等ができればと思いますが、一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(2) 今後のスケジュールについて

事務局

11月10日ごろまでに計画案を完成させて、12月にパブリックコメントの募集を予定していますので、11月中に準備の手続きを行います。パブリックコメントの期間は、12月22日金曜日から1カ月間の1月21日までの予定を想定して準備を進めています。12月21日の最終締め切りを終え、パブリックコメントの結果を受けて最終案を作成させていただき、年明けの第4回の委員会で最終案を示してご意見を頂きます。そして、最終案を完成していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長

ご質問がなければ、次に移ります。

その他

事務局

その他は、特にありません。

委員長

それでは、以上で第3回栗東市障がい福祉計画等策定委員会を終了します。

それでは事務局に議事をお返しします。

事務局

委員の皆様より活発なご議論をいただき、ありがとうございます。修正につきましては最終調整をさせていただき、最終案としてご提示させていただきたいと思います。

次回、第4回の委員会は、来年の2月8日（木）、午後1時半から、場所は未定です。近づきましたらあらためてご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

閉会にあたり平田副委員長よりご挨拶をお願いします。

(副委員長挨拶)

委員長

長時間ありがとうございました。これにて、本日の策定委員会を終了します。

<閉会>